

施設の取消・施設使用料金の還付手続きは受付窓口で行います。電話等でのお手続きは出来ません。

【 施設の使用取消をする場合に必要なもの 】

(必要書類)「施設使用許可決定通知書」または「使用取消・変更決定通知書」原本
(必要なもの) 返金口座の通帳のコピー (口座番号などが確認できる部分)

【 施設利用を取り消した場合に戻ってくる割合＝還付率 】

◆ホール系統

【全額】 使用期日前 6 月を超えて使用の取消しを届け出たとき。

【8割】 使用期日前 6 月から使用期日前 4 月を超えて使用の取消しを届け出たとき。

【7割】 使用期日前 4 月から使用期日前 2 月を超えて使用の取消しを届け出たとき。

【6割】 使用期日前 2 月から使用期日前 1 月を超えて使用の取消しを届け出たとき。

【5割】 使用期日前 1 月から使用期日前 3 日までに使用の取消しを届け出たとき。

【なし】 上記に該当しない日

◆会議室系統

【全額】 使用期日前 20 日を超えて使用の取消しを届け出たとき。

【5割】 使用期日前 20 日から使用期日前 3 日までに使用の取消しを届け出たとき。

【なし】 上記に該当しない日